官庁報告

官庁事項

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年九月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　海上自衛隊第１術科学校

二　登録海技免許講習の種類

（変更前）上級航海英語講習

（変更後）上級航海英語講習、航海英語講習

三　変更年月日　令和八年八月三日

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和８年９月11日

東北地方整備局長　小島　　優

道路の種類	路線名	区　　間
一般国道	104号	八戸市長苗代一丁目216番２から同市大字長苗代字内舟渡４番２までの上下線

労　　働

最低賃金の改正決定に関する公示

広島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、広島県最低賃金（昭和55年広島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月11日

広島労働局長　宮原真太郎

第４号中「１時間1,085円」を「１時間1,141円」に改める。

国家試験

第22回紛争解決手続代理業務試験の実施について

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第13条の３第１項及び第13条の４の規定に基づき、第22回紛争解決手続代理業務試験を次のように実施する。

令和８年９月11日

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣　鈴木　憲和

1　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

2　試験日　令和８年11月21日（土）

3　試験科目　個別労働関係紛争に関する具体的事例について、専門的解決能力及び実践的知識を問うものとする。設問の一部については、社会保険労務士の権限と倫理に関する問題を含める。

4　受験資格　社会保険労務士法第13条の３第１項に規定する研修の修了者。

5　受験手続

⑴　受験申込み　受験希望者は、紛争解決手続代理業務試験の受験申込書（以下「受験申込書」という。）に所要事項を記入し、次に掲げる書類等を添えて、受験申込先に提出すること。

ア　社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号。以下「則」という。）第９条の４第２項に規定する研修修了証又は則第９条の５第２項ただし書に規定する研修を修了する見込みであることを証する書面。

イ　写真

⑵　受験手数料　受験手数料は、全国社会保険労務士会連合会が指定する郵便振替の口座に15,000円を払い込むことにより納付すること。

⑶　受験申込先　全国社会保険労務士会連合会試験センター（〒103―8347　東京都中央区日本橋本石町３－２－12　社会保険労務士会館５階　電話03―6225―4882）（以下「試験センター」という。）

⑷　申込受付期間　令和８年９月14日（月）から10月２日（金）まで

簡易書留郵便により送付すること。この場合、令和８年10月２日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6　受験票の送付　受験票は、受付期間経過後、試験センターから直接受験申込者に送付する。

7　合格者の発表　合格者の受験番号は、令和９年３月12日（金）の官報において公告するほか、合格者本人に合格証書を送付する。

8　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは試験センターに行うこと。

⑵　身体の障害等のため受験に当たり特別な配慮が必要となる場合は、受験の申込みと併せて特別の措置の申請を行うことにより、その障害等の状況によって特別の措置を受けることができる。詳細は受験案内に記載する。

⑶　試験の詳細については、別途試験センターが作成する受験案内を参照すること。

⑷　受験案内、受験申込書等の請求を郵便によって行う場合には、必要な金額の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（サイズ23.5㎝×12㎝：長型３号）を必ず同封すること。

公　　告

諸　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　Hines Japan Real Estate合同会社

2．住所　東京都港区虎ノ門２－６－１虎ノ門ヒルズステーションタワー32階

3．代表者の氏名　代表社員　ハインズ・ジャパン・エル・エル・シー　職務執行者　石井　彩子

4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第3408号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、令和９年３月11日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第３課に提出されたい。

6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和８年９月11日

関東財務局長　彦谷　直克

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第５９１号

東京都新宿区水道町３番１号

申立人　株式会社住宅債権管理回収機構

本籍青森県青森市富田五丁目26４番地10

最後の住所青森県青森市富田五丁目１番30号

死亡の場所青森県青森市

死亡年月日令和７年８月８日

出生の場所青森県青森市

出生年月日昭和35年９月４日

職業　不明　　被相続人　亡　森内　治

事務所青森市新町２丁目８番26号青森県火災共済会館４階　岩谷法律事務所

相続財産清算人　弁護士　伊藤　貴大

催告期間満了日　令和９年４月９日

青森家庭裁判所

令和８年（家）第７１２１７号

東京都世田谷区大原２－１４－１４

申立人　篠原　保雄

本籍東京都世田谷区北沢４丁目８５０番地

最後の住所東京都世田谷区松原１丁目５３番１２号

死亡の場所東京都世田谷区

死亡年月日推定令和７年９月１０日

出生の場所東京都世田谷区

出生年月日昭和２１年１２月１５日

職業　不明　被相続人　亡　熊井　明

事務所　東京都新宿区新宿１丁目８番５号　新宿御苑室町ビル５階三宅・今井・池田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　志甫　治宣

催告期間満了日　令和９年３月３１日

東京家庭裁判所